□ ½

日		
告 示		ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑		
な帰国の促進及び永住帰国後の自立の		
支援に関する法律による介護機関の指		
定	(福祉指導課)	1
○保安林の指定予定の通知	(治山林道課)	1
○保安林の指定予定に係る通知の掲示	(")	1
○基本測量の実施の通知	(用地対策課)	1
○道路の区域変更 (2件)	(道 路 課)	1
公 告		
○平成23年度クリーニング師試験の実施	(食品・衛生	
	課)	2
○土地改良区の役員の就退任(2件)	(農業基盤課)	2
○県営土地改良事業の計画の定め(2		
件)	(")	3
○県営土地改良事業に係る換地計画の定		
め	(")	3
○建設業法による処分	(建設管理課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
落札公告		
○落札者等の公告 (3件)	(情報政策課)	3

高知県告示第387号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中 国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に 関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものと された生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関とし て、次のとおり指定した。

示

平成23年6月10日

高知県知事 尾﨑 正直

指定年月日		事業所の名称及び所在地 並びにサービスの種類	
平成23年 4	株式会社優美	ヘルパーステーションな	

月1日	四万十市具同田黒三 丁目8番10号	でしこ 四万十市有岡1727-1 訪問介護 介護予防訪問介護
II	n .	ヘルパーステーションひ なげし 四万十市安並1696-1 訪問介護 介護予防訪問介護
II	n	居宅介護支援事業所優美 四万十市具同田黒三丁目 8番10号 居宅介護支援事業

高知県告示第388号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年6月10日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡津野町芳生野字政木丙3081、丙4532、丙4536の5、丙 4536の18、丙4536の28、丙4537から丙4539まで、丙4544、丙 4545、丙4549の1、丙4549の2、丙4551の1、丙4551の2、丙 4552の1、字下モ谷口丙4682の1から丙4682の3まで、字カヂ ヤナロ丙4806の1、丙4806の3

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興 ・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供す る。)

高知県告示第389号

平成23年5月高知県告示第306号で告示した指定予定に係る保 安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年

法律第249号) 第189条の規定により、保安林に指定する予定の通 知の内容を津野町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨 を告示する。

平成23年6月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1) 登記簿記載の住所 高岡郡大野見町萩中67番地
- (2) 氏名

中山 秀松

- 2 保安林に指定する予定の通知の要旨
- (1) 保安林予定森林の所在場所

高岡郡津野町桑ケ市字舟板床2007の14、2007の23から2007 の28まで、2007の32、字粟尻2010、2011

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

高知県告示第390号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨 の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第 3項の規定により告示する。

平成23年6月10日

高知県知事 尾﨑 正直

1 作業種類

基本測量 (一等磁気測量)

2 作業期間

平成23年6月10日から平成24年2月29日まで

3 作業地域

室戸市

高知県告示第391号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年6月10日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月10日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名岡本大方
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	

3/	幡多郡黒潮町馬荷字 コバタ3073番から 幡多郡黒潮町馬荷字	前	4. 7	120
	タナルコ3240番 1	後	5. 9	120
字	多郡黒潮町御坊畑 ドウツゲシリ1047 1 から	前	3. 3	187
字。	多郡黒潮町御坊畑 上カンバタ478番 まで	後	8. 1	187

高知県告示第392号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年6月10日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県幡多十木事務所において一般の縦覧に供する。 平成23年6月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名安満地福良
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月 字ササ谷19 ら		前	3. 3	255
幡多郡大月 字ササ谷19 で		後	4. 4	248
幡多郡大月	町龍ケ迫	前	3. 5	168
字三ツハエ	1919番 4	後	4. 7	165

告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規 定により、平成23年度クリーニング師試験を次のとおり行う。 平成23年6月10日

高知県知事 尾﨑 正直

試験の目時

平成23年9月12日(月)午前9時から

試験の場所

高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎5階会 議室

3 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する 高等学校の入学資格を有する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学 校の高等科を修了した者若しくは旧中等学校令(昭和18年 勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者又 は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以 上の学力があると認められる者
- 4 受験願書及び添付書類
- (1) 受験願書(県所定の様式によること。)
- (2) 履歴書(最終学歴を明記すること。)
- (3) 受験資格を証明する書類又はその写し
- (4) 写真(手札型(縦7センチメートル・横6センチメート ル程度)とし、出願前6月以内に撮影した正面・無帽・上半 身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載するこ と。)
- (5) 受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている 氏名と現在の氏名とが異なる場合は、受験資格を証明する書 類又はその写しに記載されている氏名から現在の氏名への変 更の経緯が分かる戸籍の抄本又は個人事項証明書(日本国籍 を有しない者にあっては、戸籍の抄本又は個人事項証明書に 代えて外国人登録済証明書(備考欄に変更前の氏名及び変更 年月日が記載されたもの)を添付すること。)
- 5 受験願書の配付場所

県内各福祉保健所、高知県健康政策部食品・衛生課及び高知 市保健所

6 受験願書の受付期間

平成23年7月25日(月)から同年8月5日(金)まで。ただ し、郵送による場合は、平成23年8月5日付けの消印のあるも のまで受け付ける。

7 受験願書の提出先

- (1) 県内居住者は、住所地又はクリーニング所の所在地を所 管する福祉保健所(当該住所地又は所在地が高知市である場 合にあっては、高知市保健所)
- (2) 県外居住者は、高知県健康政策部食品・衛生課(高知市 丸ノ内一丁目 2 -20)
- 8 試験科目
- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能
- 9 試験手数料

があった。

7,000円 (高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定によ り、穴内土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出

平成23年6月10日

直知周知事 尾﨑 正直

					高知県知事	尾﨑
役名	氏	名		住	所	
(退任)						
理事	長野	榮德	安芸	市穴内	为乙1351	
"	山中	輝義	"	"	甲1180	
"	仙頭	文雄	"	"	甲1186-1	
"	長野幸	10000000000000000000000000000000000000	IJ	"	乙1824-1	
<i>II</i>	有光	忠昭	"	"	∠ 80-1	
"	小川	広海	IJ	"	甲 118-1	
"	長野	雅博	IJ	"	甲1270	
監事	長野	喜照	"	"	∠1804	
"	長野	孝雄	IJ	"	乙 245	
(就任)						
理事	有光	忠昭	安芸	市穴内	为乙 80−1	
"	山中	輝義	"	"	甲1180	
"	山中	重幸	IJ	"	乙 244	
<i>II</i>	長野	雅博	"	"	甲1270	
"	仙頭	正徳	"	"	∠1537	
"	仙頭	守正	IJ	"	甲1175-2	
"	長野	賢二	"	"	甲 100	
監事	長野	孝雄	"	"	乙 245	
	□ m =	-r4				

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定によ り、西地土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出 があった。

長野 重彦 " " 乙 165-8

平成23年6月10日

					高知県知事	尾﨑	正直
役名	氏	名		住	所		
(退任)							
理事	野町	和利	安芸	市穴内	勺甲1037		
"	仙頭	秋一	IJ	"	甲1227		
"	仙頭	直廣	IJ	"	甲1233		
"	長野	和視	IJ	"	甲1073-2		
"	長野	武文	IJ	"	乙 20		
"	長野	功	IJ	"	∠1573		
"	前田	和光	IJ	"	甲 101−1		
監事	前田	芳夫	IJ	"	甲 253		
"	前田	德義	IJ	"	甲1060		
"	野町ケ	八壽昭	IJ	"	甲1067		
(就任)							
理事	野町	和利	安芸	市穴区	勺甲1037		
"	山中三	三千男	IJ	"	甲1263		
"	山中	莊立	IJ	"	甲1243		
"	長野	和視	IJ	"	甲1073-2		
"	長野	良孝	IJ	"	乙 20		
"	長野	功	IJ	"	∠1573		
"	小川	広海	IJ	"	甲 118−1		
監事	前田	芳夫	IJ	"	甲 253		
"	前田	德義	IJ	"	甲1060		
"	野町ク	八壽昭	"	"	甲1067		
\sim	~~~			~~			

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第1項の規定により、県営土地改良事業 (梼原北地区農村災害対策整備事業 (用排水施設)) の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供せる

平成23年6月10日

高知県知事 尾﨑 正直

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成23年6月10日から同年7月8日まで

3 縦覧場所

檮原町役場

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了 後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをす ることができる。

 り、県営土地改良事業(梼原北地区農村災害対策整備事業(土留施設))の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する

平成23年6月10日

高知県知事 尾﨑 正直

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成23年6月10日から同年7月8日まで

3 縦覧場所

檮原町役場

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了 後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをす ることができる。

·····

県営土地改良事業八流地区(八流換地区)に係る換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年6月10日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 縦覧に供する書類
- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間

平成23年6月10日から同年7月8日まで

3 縦覧場所

安芸市役所

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了 後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをす ることができる。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第2号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成23年6月10日

高知県知事 尾﨑 正直

1 処分をした年月日

平成23年5月23日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社大﨑通信システム

高岡郡津野町貝ノ川床鍋442番地1

代表取締役 大﨑 和美

高知県知事許可(般・特-22)第7655号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項第2号の規定による許可(電気工事業に関する一般建設業の許可及び電気通信工事業に関する特定建設業の許可)の取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社大﨑通信システムの取締役は、贈賄の罪により、懲役10月(3年間刑の執行猶予)の刑が確定している(確定日: 平成23年4月9日)ことが判明した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当する。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 平成23年6月10日

高知県知事 尾﨑 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成23年3月30日 22高都計第585号	南国市岡豊町中島字 コヲタ452番2の一 部ほか	高知市北御座9番 11号 株式会社スリーエ フ中四国 代表取 締役 山本 武可

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す る。

平成23年6月10日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 給与計算事務等21業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館

~

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額 83,685,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 政令第10条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す る

平成23年6月10日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成23年度財務会計システム運用委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額 48,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 政令第10条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す

平成23年6月10日

高知県知事 尾﨑 正直

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成23年度県庁ネットワーク運用保守業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知雷気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目 1-16
- 5 随意契約に係る契約金額 94,878,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 政令第10条第1項第1号に該当するため

₹